

天竜川ダム再編事業 恒久的な堆砂対策運用検討委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は「天竜川ダム再編事業 恒久的な堆砂対策運用検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的及び設置）

第2条 委員会は、天竜川ダム再編事業の恒久的な堆砂対策（以下、「堆砂対策」という）について、治水、環境（生物、水質）、河川利用（漁業、農業用取水）に与える影響の調査・分析結果を踏まえ、民間における土砂の利活用のあり方も含む具体的な堆砂対策の運用について、学識経験者ならびに有識者からご意見・ご助言を得ることを目的として開催し、国土交通省中部地方整備局天竜川ダム再編工事事務所長（以下、「事務所長」という）が設置する。

（組織等）

第3条 委員会は別表に掲げる委員で組織し、事務所長が委嘱する。

- 2 原則として、委員の任期は事業完了までの間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合には必要に応じて委員の補充を行うものとする。
- 4 委員以外の学識経験を有する者を委員会へ招聘する必要がある場合は、事務所長が委員長の確認を得て行うものとする。
- 5 委員会は特定の事項に対し、必要に応じて専門部会を設置することができる。

（委員会）

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会の議事を進行する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の招集・開催は委員長が行う。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 委員会の議事は、非公開で開催する。

（他委員会との調整）

第5条 天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】（国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所）と調整を図りながら検討する。

（情報公開）

第6条 委員会の資料及び議事要旨については、次の一から八の情報を除き事務所のホームページで公表する。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
 - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員の氏名及び所属は公表するものとする。
 - 3 議事要旨は、事務局が委員長の確認を得て公表する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局天竜川ダム再編工事事務所が行う。

(オブザーバー)

第8条 次の者をオブザーバーとして置く。

- (1) 電源開発株式会社
- (2) 浜松河川国道事務所
- 2 オブザーバーは、会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- 3 委員長は、第8条第一項のほか、必要と認めたものをオブザーバーとして出席させることができる。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り定める。

付則

(施行期日) この規約は、令和8年 月 日から施行する。

天竜川ダム再編事業 恒久的な堆砂対策運用検討委員会

委員名簿

委員

委 員 名	所 属 等	専 門 等
キヌムラ トシミ 絹村 敏美	静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事（役職指定）	農業水利
スズキ ナガユキ 鈴木 長之	天竜川漁業協同組合 代表理事組合長（役職指定）	漁業
ト ダ ユウジ 戸田 祐嗣	名古屋大学 大学院 教授	河川工学
ハ タ ノ カオル 葉田野 薫	佐久間ダム非出資漁業協同組合 代表理事組合長 （役職指定）	漁業
ミゾグチ ユウタ 溝口 裕太	名古屋大学 大学院 講師 フィールドワークを実施	河川工学
ミチバヤシ カツヨシ 道林 克禎	名古屋大学 大学院 教授	環境（水質）

（敬称略 五十音順）

オブザーバー

委 員 名	所 属 等	専 門 等
ワカマツ コウキ 若松 光希	電源開発株式会社 審議役	共同事業者
チ ノ タカヒコ 千野 貴彦	国土交通省浜松河川国道事務所 事務所長（役職指定）	河川管理者

（敬称略）